

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年6月2日病院長裁定)

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則（平成16年病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 副病院長のうちから 2人(2) 医療安全管理部長(3) 事故防止啓発部会責任者(4) 医薬品安全管理責任者(5) 医療機器安全管理責任者(6) 医療放射線安全管理責任者(7) 医療安全管理部所属の医師(8) 各診療科の副科長(9) 中央診療施設等の副部長及び副センター長(10) 副薬剤部長(11) 副看護部長(12) 看護師長(13) 専任リスクマネジャー <p>(削除)</p> <p><u>(14)</u> 医療支援課長</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 副病院長のうちから 2人(2) 医療安全管理部長(3) 事故防止啓発部会責任者(4) 医薬品安全管理責任者(5) 医療機器安全管理責任者(6) 医療放射線安全管理責任者(7) 医療安全管理部所属の医師(8) 各診療科の副科長(9) 中央診療施設等の副部長及び副センター長(10) 副薬剤部長(11) 副看護部長(12) 看護師長(13) 専任リスクマネジャー<u>(14)</u> 経営企画課長<u>(15)</u> 医療支援課長

(15) 医事課長

(16) 病院総務室長（新設）

(17) 契約室長（新設）

(18) その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

- 2 前項第1号の委員は、管理委員会委員長が指名する。
（任期）

第3条 前条第1項第1号及び第18号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（略）

附 則

この細則は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(16) 医事課長

(17) その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

- 2 前項第1号の委員は、管理委員会委員長が指名する。
（任期）

第3条 前条第1項第1号及び第17号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（略）